



SNSのトラブルを未然に防ごう

SNSは非常に便利で、コミュニケーションの輪が広がったり災害時には安否確認が素早くできたりするため、多くの人が活用しています。本校でも利用している人は多いと思いますが、SNSに関わるトラブルは依然多くの学校で見られます。これまでは個人情報の公開や不適切な投稿、いじめの手段として問題となるが多かったですが、最近増えてきたトラブルが、児童ポルノ禁止法に関わる問題です。

現在の法律では、18歳未満のわいせつな画像を所持しているだけでも犯罪となります。高校生で多いケースは以下の通りです。

ケース1 SNSで知り合った相手に言われて、裸の画像を送付した。

ケース2 SNSの友人からわいせつな画像を受け取り、保存した。

ケース3 他の人から受け取ったわいせつな画像を、他の人に送付した。



わいせつな画像を撮らない、送らないのはもちろんですが、万が一他の人から送られてきても絶対に転送しないでください。すぐに保護者と相談のうえ警察に連絡することも検討し、警察の指示に従いましょう。そして、念のため学校にも連絡をいれてください。また、写真には位置情報が付いていますので通常の写真のやりとりでも注意は必要ですから、解除することを忘れずにしてください。トラブルが大きくなってからでは、取り返しのつかない結果となりますので、被害が起きないように未然防止に努めましょう。

交通安全を心がけましょう

9月10日（火）に遠軽警察署と交通安全協会と連携して交通安全運動が行われました。皆さんが考えた交通安全標語とノボリ・投光器を用意して、拡声器を使って帰宅時間の車両等に安全運転の呼びかけを行いました。短時間でしたが、地域の交通安全に定時制なりに貢献できたことと思います。日暮れが早くなり、事故が起きやすい時期となりますが、交通安全を呼びかけるだけでなく自分自身も交通安全を意識した生活を送りましょう。



部活動の変更について

部活動は前期・後期で所属を変更することが可能です。変更には届出が必要です。希望者は届出用紙を石井先生に取りに行ってください。また、事前に、現在所属している部の顧問の先生、転部希望先の顧問の先生まで行き、部を変更したいことを伝えるとともに、活動に必要な物品の準備などについて確認しましょう。届出の締切は10月11日（金）です。